TOCHIGI Violence Banishment Center(Public Interest incorprated Foundation)

公益財団法人 栃木県暴力追放県民センター
宇都宮市昭和3丁目2番8号　しもつけ会館内　TEL 028-627-2995

第75号
令和8年9月

暴追とちぎ



ゆうきくん

闇バイト　裏にいるかも　暴力団



宇都宮ライトレール(株)承認済

理事長　御挨拶



公益財団法人栃木県暴力追放県民センター
理事長　竹澤　則男
（竹沢建設株式会社代表取締役）

この度、本年5月29日付けで当センター理事長に就任いたしました竹澤則男でございます。どうぞ宜しくお願いいたします。

「暴追とちぎ」の誌面をお借りして、一言ご挨拶させていただきます。

皆様には、平素から当センターの事業運営に関し、深いご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。特に、財源確保に特別のご支援を頂いております企業・団体・個人、そして賛助会員の皆様方には、重ねて感謝申し上げます。

さて、最近における暴力団情勢ですが、全国と同様に県内においても勢力そのものは減衰しており、これも暴力団対策法や暴力団排除条例による官民一体での暴力団排除対策や全国に設置されている暴追センターによる地道な各種事業活動等が功を奏した結果であろうかと思っております。

しかしながら一方で、暴力団構成員や元構成員等が中心となり社会問題化している、匿名・流動型犯罪グループによる強盗事件などの凶悪犯罪が全国各地で発生しており、これらの犯罪で得た収益の一部が暴力団の組織を維持・活動するための資金源のひとつと言われ、治安対策上の脅威となっております。

暴力団勢力が減少傾向にあるとはいえ、組織や活動実態を不透明化させながら、県民の日常生活や経済取引に深く介入しており、暴力団の壊滅には、警察による取締りはもちろんのこと、資金獲得の芽を断ち切ることがなによりも大切であると考えております。そのためには、社会全体が一体となって、暴排意識を維持拡充し、暴排活動をより一層推進させて行かなければなりません。

当センターといたしましては、今後とも警察、弁護士会など関係機関・団体等との連携を強化し、「暴力団のいない安全で住み良い地域社会の実現」を目指し、暴排活動支援の中核として最善を尽くして参りたいと考えております。引き続き、皆様のご理解とご協力・ご支援を賜りますようお願い申し上げ、私の理事長就任の挨拶とさせていただきます。

刑事部長　御挨拶



栃木県警察本部
刑事部長　森平　芳彦

公益財団法人栃木県暴力追放県民センターをはじめ、暴力団排除活動に御尽力いただいております皆様方には、平素から警察業務各般にわたり、深い御理解と格別の御支援・御協力を賜っておりますことに対し、心より感謝を申し上げます。

さて、現下の暴力団情勢に目を向けますと、暴力団の勢力そのものは、全国、県内とも減少を続けていますが、暴力団は、その活動を不透明化させるとともに、社会情勢に応じて資金獲得活動を多様化させるなど、依然として、強固な人的・経済的基盤を維持している状況が窺われます。

近年、社会問題となっている匿名・流動型犯罪グループが敢行する犯罪においても、暴力団が実行犯の後ろ盾や指示役等を担っている実態も見受けられることから、県警察では、暴力団による犯罪をはじめとする組織犯罪の統括指揮を執る組織犯罪対策第一課長を司令塔として、全国警察と連携しながら、関係部門における取組状況を集約し、事件検挙をはじめ、横断的な情報共有、実態解明を推進しているところです。

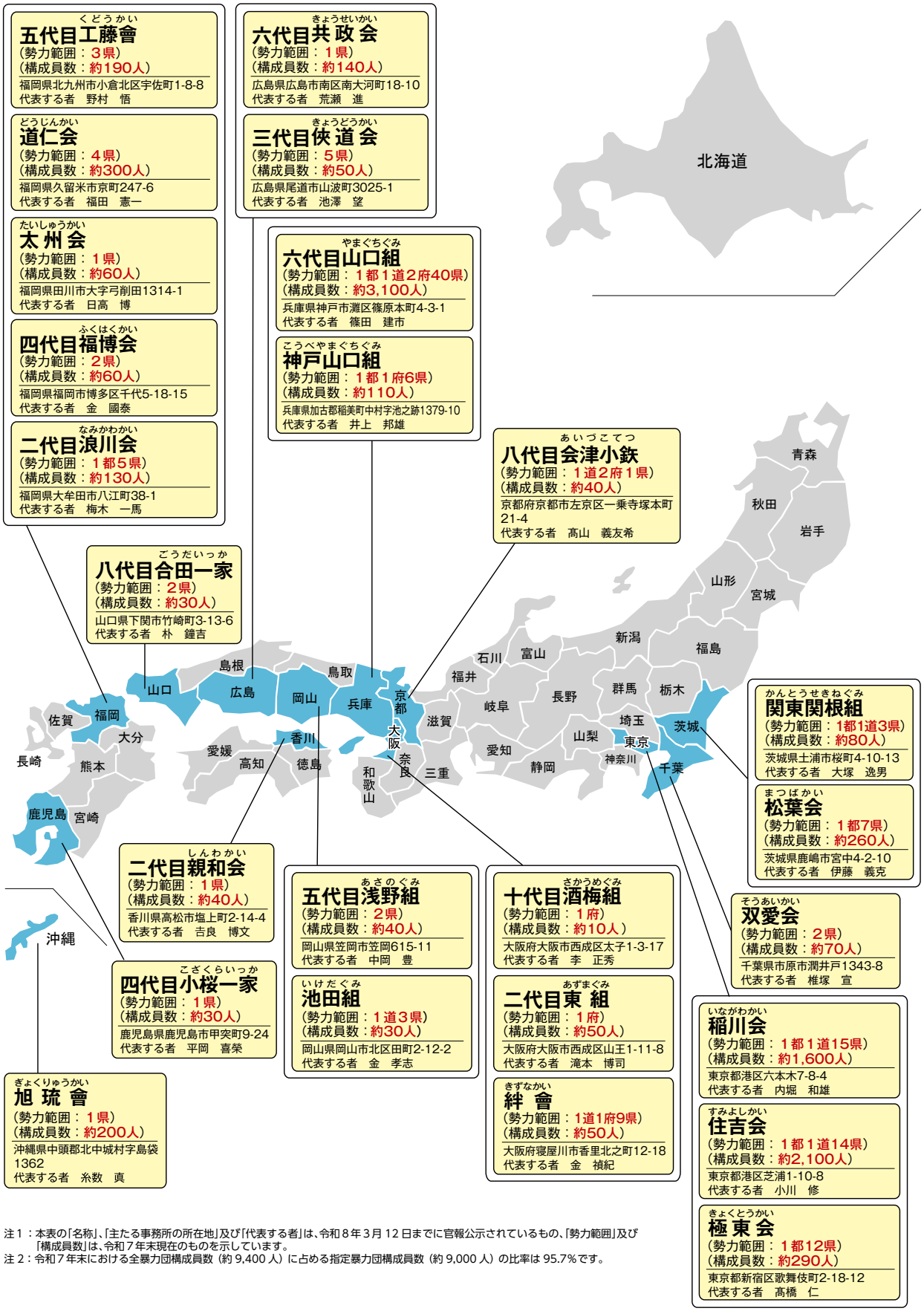
栃木県暴力追放県民センターにおかれましては、地域における暴力団排除活動の中核として、暴力団排除に必要な情報の提供や暴力団離脱者に対する支援等、幅広く活動されているところ、今後もこうした活動への期待が益々高まると考えられます。

警察としましては、県民の皆様が安全で安心して暮らせる地域社会の実現に向け、栃木県暴力追放県民センターをはじめとした関係団体と連携を図りながら、暴力団等反社会的勢力の排除及び壊滅に向けた取組を進めてまいりますので、引き続き、皆様の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、栃木県暴力追放県民センターの益々の御発展と、皆様方の御健勝、御多幸を祈念いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。

令和7年末現在

指定暴力団分布図（25団体）

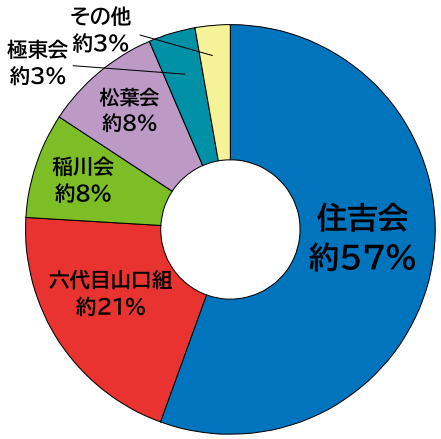


注1：本表の「名称」、「主たる事務所の所在地」及び「代表する者」は、令和8年3月12日までに官報公示されているもの、「勢力範囲」及び「構成員数」は、令和7年末現在のものを示しています。
注2：令和7年末における全暴力団構成員数（約9,400人）に占める指定暴力団構成員数（約9,000人）の比率は95.7%です。

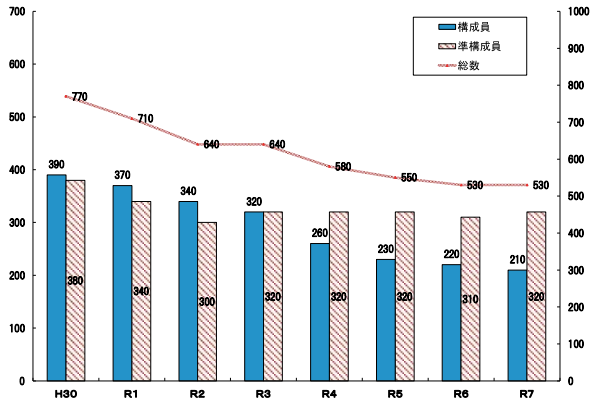
栃木県内における暴力団情勢と主要事例

1 県内の暴力団情勢

栃木県の組織別割合 令和7年末



栃木県の暴力団勢力 令和7年末



(1) 令和７年末現在の県内暴力団勢力は、約45組織、約530名（前年比±０人）を把握しています。
(2) 県内の組織別の割合は、住吉会、六代目山口組、稲川会、松葉会の４組織で全体の約95％を占めています。
(3) 県内の最大勢力は住吉会であり、全体の約57％を占めています。

2 暴力団検挙状況

令和７年中、県警察では暴力団構成員等を151人検挙しており、主な検挙適用罪種は、覚醒剤取締法違反、傷害、詐欺、窃盗となっています。

また、指定暴力団員に対し発出した中止命令件数は２件となっています。

3 令和７年中の主要検挙事例

(1) 住吉会系幹部による金融機関を対象とした強盗未遂事件

県内の金融機関において、拳銃様のものを示し金員を強取しようとした強盗未遂事件で、令和７年３月に住吉会系幹部を検挙しています。

(2) 松葉会系幹部らによる傷害・恐喝事件

県内在住の被害者に対し、手拳で殴打するなどの暴行を加えて全治２週間の怪我を負わせた傷害事件で、令和７年３月に松葉会系幹部ほか、成人１名、少年５名を検挙しています。また、この傷害事件に乗じて現金を喝取した恐喝事件では、成人１名、少年５名を検挙しています。

(3) 稲川会系幹部による電磁的公正証書原本不実記録・同供用事件など

自己使用目的の車両を他人名義で登録申請した電磁的公正証書原本不実記録・同供用事件や、県内の飲食店に対する脅迫事件などで、令和７年中に稲川会系幹部を複数回検挙したほか、県内在住の被害者に金品を要求したとして、暴力団対策法に基づく中止命令を発出しています。

匿名・流動型犯罪グループ情勢

● 匿名・流動型犯罪グループの特徴

近年、暴力団の勢力が減衰していく中、暴走族の元構成員や暴力団の元構成員等を中心として、繁華街・歓楽街等で活動している準暴力団に加えて、新たな特徴を有する匿名・流動型犯罪グループが台頭し、治安対策上の脅威となっています。暴力団は、構成員同士が擬制的な血縁関係によって結び付き、多くの場合、「組長」の統制の下に、地位の上下によって階層的に構成されており、組織の威力を背景に又は威力を利用して資金獲得活動を行っていました。これに対し、匿名・流動型犯罪グループは、各種資金獲得活動により得た収益を吸い上げている中核部分は匿名化されており、また、SNSや求人サイトを通じるなどして緩やかに結び付いたメンバー同士が役割を細分化させ、その都度、犯罪実行者募集情報への応募者を末端の実行犯として、言わば「使い捨て」にするなど、メンバーを入れ替えながら多様な資金獲得活動を行っています。

こうした特徴を有する匿名・流動型犯罪グループは、中核的人物の特定や活動実態の把握等が容易ではないが、最近の検挙事例等を踏まえれば、グループの中核的人物として、主に暴力団構成員・元暴力団構成員、暴走族OBグループメンバー、風俗営業等関係グループメンバー及び外国人犯罪組織メンバーが確認されており、暴力団構成員等を中心にこれらの者が資金獲得活動の内容等に応じてお互いに連携し、あるいは連携相手を柔軟に変えながら、資金を獲得している実態が認められます。

また、こうした中核的人物は、SNSのいわゆる「闇バイト」募集で実行犯を集めるリクルーター、犯罪に利用する他人名義の金融機関の口座等を調達するいわゆる「道具屋」、暗号資産交換業者を介さずに個人間で不正に暗号資産取引を行ういわゆる「相対屋」等の犯行ツールを提供する者を悪用しているほか、特に、外国人犯罪組織については、同胞の来日外国人の人脈も利用するなどしながら、検挙されるリスクを低減させつつ、違法なビジネスモデルを構築し、多額の犯罪収益を得ている実態が認められます。

● 匿名・流動型犯罪グループと暴力団や外国人犯罪組織等との関連性

これまでの分析により、例えば、以下の実態を確認

○暴力団が匿名・流動型犯罪グループを配下に置き、犯罪行為を分担させ、犯罪を不透明化・多様化

○従来、暴力団の資金獲得の場とされてきた繁華街等で資金獲得活動を目論むグループが暴力団に資金を供与するなどして、暴力団の威力を利用しながら、資金獲得活動を敢行

○暴力団構成員が減少し、勢力が低下する暴力団が、海外の外国人犯罪組織との連携により、その勢力の維持・拡大を図っており、その結節点として匿名・流動型犯罪グループが重要な役割

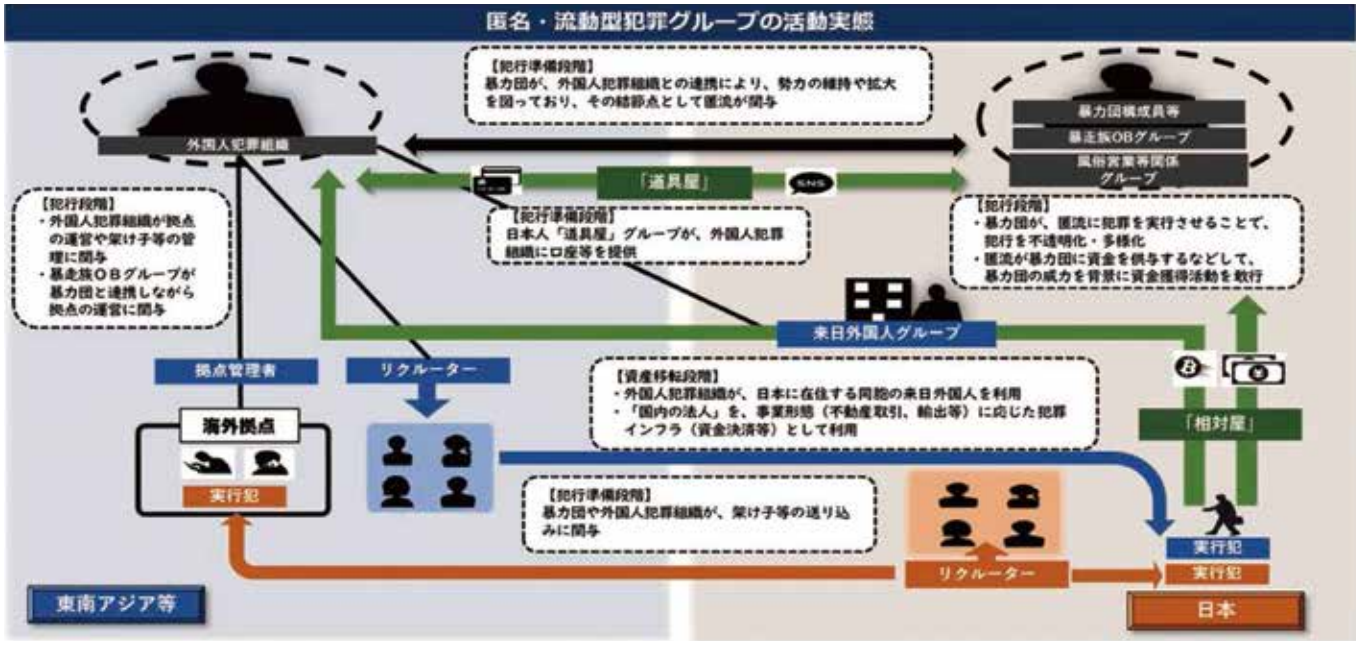
○外国人犯罪組織等が関与する海外拠点の管理や架け子等の調達に暴力団が関与したり、国内の同胞人脈を利用

● 巧妙化するマネー・ローンダリング事犯

これまでの分析により、例えば、以下の実態を確認

○匿名・流動型犯罪グループは、いわゆる「道具屋」や「相対屋」等が提供する犯行ツールを悪用しながら、資金獲得犯罪を敢行

○国内に在住する日本人グループや来日外国人グループが、不動産取引や自動車輸出等の正規の事業形態に応じた犯罪インフラを構築して、外国人犯罪組織によるマネー・ローンダリングの一端を担うとともに、事業としての収益を獲得するといった違法なビジネスモデルを構築



暴力団排除条項の導入

暴力団等が、その正体を隠して経済取引の形で企業に接近し、取引関係に入った後で、不当要求やクレームの形で金品等を要求する手口が見られます。また、不当要求等を行わなくても暴力団等と何らかのつながりを持つことは、暴力団等との密接な交際や暴力団等への利益供与の危険を伴います。

こうした事態を回避するために、**契約書**や**取引約款**に**「暴力団排除条項」**を盛り込むことが望ましいです。

暴力団排除条項の機能　①予防・抑止　②現場担当者の大義名分　③裁判規範

暴力団排除条項の参考例

第○条　反社会的勢力の排除

1　甲は、乙（乙が法人である場合には、役員および経営に実質的に関与している者を含む）が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から○年［※5年の範囲で適宜定める］を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいう。以下同じ。）に該当し、反社会的勢力と以下の各号の一にでも該当する関係を有することが判明した場合には、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
①反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき
②反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき
③自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用したと認められるとき
④反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
⑤その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（属性要件）

2　甲は、乙が自ら又は第三者を利用して以下の各号の一にでも該当する行為をした場合には、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
①暴力的な要求行為
②法的な責任を超えた不当な要求行為
③取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
④風説を流布し、偽計又は威力を用いて甲の信用を棄損し、又は甲の業務を妨害する行為
⑤その他前各号に準ずる行為

（行為要件）

3　①乙は、乙又は乙の下請又は再委託先業者（下請又は再委託契約が数次にわたるときには、その全てを含む。以下同じ。）が第1項に該当しないことを確約し、将来も同項若しくは第2項各号に該当しないことを確約する。
②乙は、その下請又は再委託先業者が前号に該当することが契約後に判明した場合には、直ちに契約を解除し、又は契約解除のための措置を採らなければならない。
③乙が、前各号の規定に反した場合には、甲は本契約を解除することができる。

（表明確約）

4　①乙は、乙又は乙の下請若しくは再委託先業者が、反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請若しくは再委託先業者をしてこれを拒否させるとともに、不当介入があった時点で、速やかに不当介入の事実を甲に報告し、甲の捜査機関への通報及び甲への報告に必要な協力を行うものとする。
②　乙が前号の規定に違反した場合、甲は何らの催告を要さずに、本契約を解除することができる。

（報告義務）

5　甲が本条各項の規定により本契約を解除した場合には、乙に損害が生じても甲は何らこれを賠償ないし補償することは要せず、また、かかる解除により甲に損害が生じたときは、乙はその損害を賠償するものとする。

第17回暴力団追放県民大会の開催

令和7年10月23日、栃木県総合文化センターサブホールにおいて、栃木県警察本部と共催で「第17回暴力団追放県民大会」を開催しました。

当大会は、県民の暴力団排除の意識高揚を図るため、平成３年から隔年で開催し、今回で17回目を数え、賛助会員等約300名が参加し、会場はほぼ満席となる盛況でした。

表彰式の後、栃木県弁護士会民事介入暴力対策委員会委員長（当時）長壁孝広弁護士から「カスタマーハラスメントの現状と対策について」と題する講話を受講しました。長壁弁護士から、「カスタマーハラスメントも不当要求も複数人で対応し、応じられない場合は断固拒否することが重要である。」旨の説明があり、続いて同委員会所属弁護士６名が、スーパーで弁当を購入した客とスーパーの従業員に扮して、客が「弁当に髪の毛が入っていた。」と言って、従業員に謝罪と返金を求める想定で、良い対応例と悪い対応例についてロールプレイング方式の寸劇を行いました。

参加者からは「会社でもカスタマーハラスメントは、今一番注目しているところです。弁護士の講話と寸劇で、会社としてとるべき対応がよく分かりました。今後の業務に役立てたい。」といった意見が寄せられ、カスタマーハラスメント対策の重要性と対応要領について、理解を深める大会となりました。





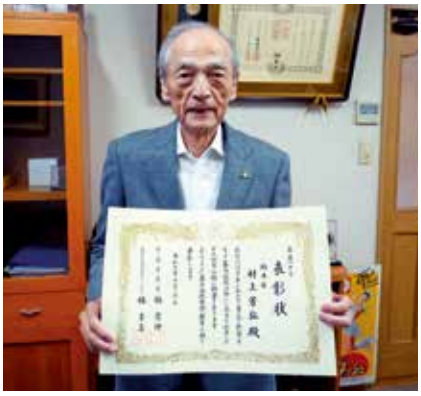




栄えある受賞 おめでとうございます

令和7年度全国暴力追放功労者表彰

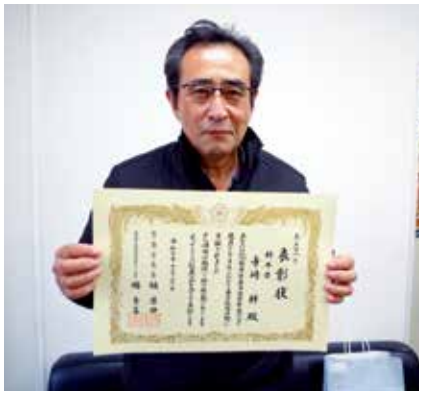
●暴力追放功労者
○村上　芳弘 様



●暴力追放功労者
○安部　桂弥 様



●暴力追放功労職員
○寺﨑　　耕 様



令和7年度関東管区警察局長・関東管区内暴力追放運動推進センター連絡協議会会長連名表彰

●暴力追放功労者
○和地　郁枝 様
○福田　守仁 様

●暴力追放功労団体
○栃木県銀行警察連絡協議会 様
（会長 大橋　智行）



令和7年度栃木県暴力追放県民センター会長・栃木県警察本部長連名表彰

●暴力追放功労者
○田中　　優 様
○山口　誠一 様

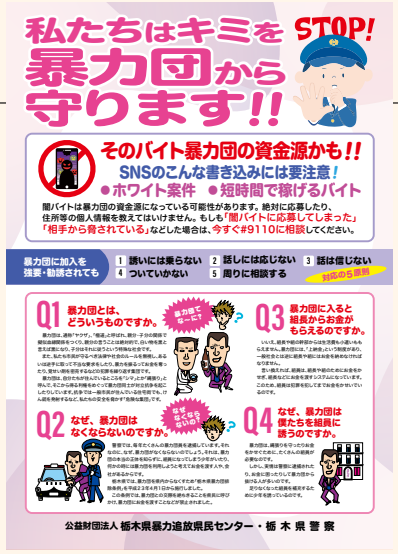
●暴力追放功労団体
○株式会社栃木ブレックス 様
（代表取締役社長 藤本　光正）



栃木県暴力追放県民センターの活動状況

令和7年度少年指導委員研修会の開催・闇バイト防止啓発チラシの配布

令和７年９月30日、栃木県警察本部生活安全部人身安全少年課とともに少年を暴力団から守る活動の一環として少年指導委員研修を行ったほか、闇バイト防止を呼びかける啓発用チラシ（18,500枚）を作成し、県内の高校生・専門学校生を対象に配布し、闇バイト防止について啓発しました。



年末特別警戒パトロールへの参加

令和7年12月6日、宇都宮市オリオン通りにおいて行われた年末特別警戒パトロールに参加しました。



歓楽街におけるパトロールへの参加

令和7年12月、JR宇都宮駅東口歓楽街や大田原市親不孝通りにおいて行われたパトロールに参加し、暴力団追放を呼びかけました。



理事会・評議員会の開催

令和8年5月14日　第1回理事会
令和8年5月29日　定時評議員会
令和8年5月29日　臨時理事会

を開催し、臨時理事会において、理事長に竹澤則男氏、専務理事に白土英智氏がそれぞれ選定されました。



（定時評議員会の開催状況）

不当要求防止責任者講習の実施

令和7年度中、県内各地において、栃木県警察本部、栃木県弁護士会とともに、行政職員及び民間企業の責任者を対象として、合計23回にわたり、不当要求防止責任者講習を開催し、暴力団等の反社会的勢力に対する不当要求防止対策について講習を行いました。



暴力団排除ポスター等の作成

アジアリーグアイスホッケーで活躍するH.C.栃木日光アイスバックス及び栃木県警察本部と連携し、啓発用ポスター及びクリアファイルを作成し、広報啓発活動に活用しました。



ラッピングバスによる広報

H.C.栃木日光アイスバックスモデルの暴力団排除ラッピングバス（宇都宮市内外を運行）により、広報啓発活動を行いました。



JR宇都宮駅における横断幕の掲示

JR宇都宮駅西口ペディストリアンデッキにおいて、横断幕を掲示して、広報啓発活動を行いました。



大相撲宇都宮場所における広報啓発活動

令和８年４月19日、宇都宮市のブレックスアリーナにおいて行われた大相撲宇都宮場所において、力士の協力を得て、暴力団排除広報啓発活動を行いました。



賛助会員を募集しています

～多くの方の入会をお待ちしています～

（公財）栃木県暴力追放県民センターでは、暴力団排除活動に賛同してご支援、ご協力いただける個人、団体、法人の入会をお待ちしております。

●会員には

- 暴力団等反社会的勢力に関する情報を提供します。
- 賛助会員章（プレート）、暴追センター機関紙、暴排ポスター、不当要求対応マニュアル等の資料を提供します。
- 暴追大会、セミナー等のご案内をいたします。
- 税制上の優遇を受けることができます。

センターは公益法人ですので、賛助会費は税法上の寄附金として優遇措置（控除の対象）を受けることができます。
個人会員の場合は税額控除※の対象となります。
※税額を算出した後、一定の計算式により税額を控除する制度。

●賛助会会費 年額（口数の制限はありません。）

法人・団体	1口	10,000円
個人	1口	5,000円

●入会のお申込は、事務局へご連絡ください。

詳しくは、暴追センターホームページ
賛助会員募集のご案内をご覧ください。
賛助会入会申込みフォームからも入れます。

暴追センターからのお知らせ

～企業防衛セミナーの開催～

開催日時：令和8年10月22日（木）13:30～　開催場所：宇都宮市立南図書館

当センターでは、栃木県警察本部とともに、社会からの暴力団追放、根絶を図るため「企業防衛セミナー」を共催いたします。ご案内申し上げた皆様のご参加をお待ちしております。

今号の表紙

暴追とちぎ令和8年9月号
（通巻75号）

「人気者、宇都宮LRT」

LRT（ライトレールトランジット）、愛称「ライトライン」が2023年に宇都宮市内に開業し、3年目を迎えます。未来的なフォルムと大きな窓、静かな室内で子どもたちにも大人気です。我が家でも孫のお気に入りで何度か乗りに行っています。また写真愛好家たちにも魅力的な被写体です。

撮影者　秋本 悦男 氏



宇都宮ライトレール(株)承認済

みんなでとめよう!!
国際電話詐欺



＋（国番号：＋１や＋44）から始まる国際電話番号に注意！

詐欺の犯人は国際電話番号を使って詐欺の電話をかけています！
国際電話の発信・着信は**無償で休止**できます。

固定電話の方

国際電話不取扱受付センター
0120-210-364
オペレーター案内：平日午前９時から午後５時まで
自動音声案内：平日、土日祝２４時間

スマートフォンの方

- **詐欺バスターLite**（トレンドマイクロ株式会社）
- **詐欺対策byNTTタウンページ**（ＮＴＴタウンページ株式会社）



※くわしくは、栃木県警察ホームページをご確認ください。

栃木県警察　検索

発行／公益財団法人 栃木県暴力追放県民センター　〒320-0032 宇都宮市昭和3丁目2番8号 しもつけ会館内
TEL.028-627-2995　http://www.boutsui-tochigi.or.jp/